

法人の概要

拠点住所	520-0044 大津市京町三丁目5番12号		
ふりがな 法人名	しゃがいふくしほうじん おおつにおのはましようがいしゃふくしほうじん 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉法人	ふりがな 代表者氏名	りぢちょう しらすぎ しげお 理事長 白杉 滋朗
主たる事務所	520-0801 大津市におの浜四丁目2-33	TEL FAX	077-511-2111 077-527-5515
許可年月日 番号	平成13年3月22日 第340号	設立登記 年月日	平成13年3月28日

法人の事業

	事業内容
第2種 社会福祉事 業	大津市立障害者福祉センターの受託経営
	相談支援事業の経営
	一般相談支援事業の経営
	特別相談支援事業の経営
	障害福祉サービス事業の経営

役員等 (敬称略、順不同)

理事 8名

区分	氏名	任期
理事長	白杉 滋朗	自R5.6 至R7.6
理事	乾澤 正和	
	奥村 清和	
	石野 富志三良	
	大石 康雄	
	西川 実千子	
	元藤 大幹	
	秋田 悦雄	
	白杉 滋朗	

監事 2名

区分	氏名	任期
監事	田附 榮治	自R5.8 至R7.6
	新實 幸子	自R5.6 至R7.6

評議員 10名

区分	氏名	任期
評議員	北村 茂	自R3.6 至R7.6
	杉浦 登	
	北川 みよ子	
	千代 章浩	
	植松 久仁子	
	山路 美登	
	藤木 充	
	森田 芳久	
	福田 實	
	井ノ口 浩士	自R5.6 至R7.6

第三者委員会

氏名	
松村 裕美	学識経験者
藤木 充	評議員

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月 31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	障害福祉サービス等事業収入	26,674,000	26,825,274	△ 151,274	
	受取利息配当金収入	596	599	△ 3	
	その他の収入	360,000	423,650	△ 63,650	
	事業活動収入計 (1)	27,034,596	27,249,523	△ 214,927	
支出	人件費支出	23,646,800	23,494,636	152,164	
	事業費支出	8,624,900	8,399,411	225,489	
	事務費支出	1,499,600	1,444,618	54,982	
	事業活動支出計 (2)	33,771,300	33,338,665	432,635	
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		△ 6,736,704	△ 6,089,142	△ 647,562	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	0	165,000	△ 165,000	
	施設整備等支出計 (5)	0	165,000	△ 165,000	
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		0	△ 165,000	165,000	
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動支出計 (8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費支出 (10)		0	—	0	
		△ 0			
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 6,736,704	△ 6,254,142	△ 482,562	
前期末支払資金残高 (12)		32,222,189	32,222,189	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)		25,485,485	25,968,047	△ 482,562	

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	障害福祉サービス等事業収益	26,825,274	24,881,517	1,943,757
	益	サービス活動収益計(1)	26,825,274	24,881,517	1,943,757
	費用	人件費	23,653,037	21,055,953	2,597,084
		事業費	8,399,411	5,908,235	2,491,176
		事務費	1,444,618	1,715,890	△ 271,272
減価償却費	74,185	76,419	△ 2,234		
費用計(2)	33,571,251	28,756,497	4,814,754		
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 6,745,977	△ 3,874,980	△ 2,870,997	
サービス活動外増減の部	収	受取利息配当金収益	599	646	△ 47
	益	その他のサービス活動外収益	423,650	339,526	84,124
		サービス活動外収益計(4)	424,249	340,172	84,077
	費用				
	費用計(5)	0	0	0	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	424,249	340,172	84,077	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 6,321,728	△ 3,534,808	△ 2,786,920	
特別増減の部	収	固定資産受贈額	9,161	0	9,161
	益	特別収益計(8)	9,161		
	費用	固定資産売却損・処分損	0	2	△ 2
		特別費用計(9)	0	2	△ 2
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	9,161	△ 2	9,163
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 6,312,567	△ 3,534,810	△ 2,777,757	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	31,453,531	34,988,341	△ 3,534,810
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	25,140,964	31,453,531	△ 6,312,567
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
		その他の積立金積立額(16)	0	0	0
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	25,140,964	31,453,531	△ 6,312,567

法人単位貸借対照表
令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	26,867,278	32,441,895	△ 5,574,617	流動負債	1,895,888	1,057,962	837,926
現金預金	25,936,194	32,137,571	△ 6,201,377	事業未払金	699,618	218,506	481,112
事業未収金	770,455	156,974	613,481	職員預り金	199,613	1,200	198,413
立替金	840	0	840	賞与引当金	996,657	838,256	158,401
前払費用	159,789	147,350	12,439				
固定資産	10,169,574	10,069,598	99,976	固定負債	0	0	0
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	1,895,888	1,057,962	837,926
定期預金	10,000,000	10,000,000	0				
その他の固定資産	169,574	69,598	99,976	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	1	0	1	基本金	10,000,000	10,000,000	0
器具及び備品	160,413	69,598	90,815	第1号基本金	10,000,000	10,000,000	0
長期前払費用	9,160	0	9,160	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	25,140,964	31,453,531	△ 6,312,567
				(うち当期活動増減差額)	△ 6,312,567	△ 3,534,810	△ 2,777,757
				純資産の部合計	35,140,964	41,453,531	△ 6,312,567
資産の部合計	37,036,852	42,511,493	△ 5,474,641	負債及び純資産の部合計	37,036,852	42,511,493	△ 5,474,641

社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会

役員等の報酬等支給基準

(平成29年制定)

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定による役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬基準)

第2条 法人の役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員（理事長を除く）に対しては、報酬は支給しない。

- 2 理事長の報酬は、月額3万円とする。
- 3 理事長以外の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 第3条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が金融機関の休日の場合は、その日前であって金融機関の休日でない最も近い日を支給日とする。

- 2 理事長以外の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

(規程の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年9月25日より施行し、令和2年4月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和5年6月定時評議員会終結後に施行する。

別表第1 (第2条第3項関係) 役員等(理事長を除く)に対する報酬

名 称	報 酬
理事・監事	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円
評議員	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円
評議員選任・解任委員	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円